

平成20年5月29日

佐世保市教育委員会  
教育長 鶴崎 耕一 様

佐世保市立学校給食検討委員会  
会 長 武 藤 慶 子

### 佐世保市における中学校給食の実現について

平成19年8月21日付で本検討委員会に諮問を受けたみだしのことについては、慎重に討議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので報告書を添えて答申します。

#### 1 中学校給食の必要性

心身の発達・発育が著しい中学生期において、栄養バランスのとれた健全な食生活は、健康な心身をはぐくむために欠かせないものである。また、近年、朝食欠食や偏った栄養摂取など食生活の乱れが顕著になり、生活習慣病と食生活の関係も指摘されている。このような状況の中、子どもたちの食生活は、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすものであり、子どもたちが望ましい食習慣を確立するための食育の推進が喫緊の課題となっている。

中学生の食に関する指導を充実させるため、学校での食育実践の核として、佐世保市立中学校における完全給食を早期に実現することが必要である。

#### 2 実施にあたっての留意点

中学生が、食事の重要性について理解し、自らの食生活に関する自己管理能力を身に付け、生涯にわたる食と健康を理解し実践できる能力の育成を目指し、学校教育の一環として中学校給食を位置付けるべきである。学校においては、学級活動はもとより、家庭科や保健体育科、理科など、各教科において学校給食を「生きた教材」として積極的に活用し、食に関する指導を充実させることが必要である。さらに、家庭や地域における食育の推進のため、学校給食を通し、食に関する情報の発信や地域の人材活用を図ることにも取り組まれない。

しかし、子どもの食に関する問題は、言うまでもなく家庭が中心となって担うべきものである。家庭においては、中学校完全給食の実施を機に、今一度、食に関する家庭の役割を再認識し、学校や地域社会と一体となって、子どもたちの食育に取り組んで行くことが求められる。

また、中学校給食の実施は、市民サービスの拡充であり、施設整備と運営には新たに多額の財源が必要となる。食育の実現を目指した上で、佐世保市全体の財政状況や施策を踏まえ、効率的な手法で実施すべきである。

### 3 佐世保市立中学校における学校給食の実現とその方法

#### (1)実施手法について

中学校給食の調理施設については、給食センター方式が適当である。給食センター方式は、自校方式と同様の温かい食事の提供や、食物アレルギーを持つ子どもへの代替食の提供が可能である。さらに、利便性の高い設備を整えることで、献立の多様化にも対応できる。しかも、集約された施設であることから、衛生管理の徹底や人件費等の経費節減を図ることができる。

また、調理、配送業務については、子どもたちの安全を最優先しながら、民間活力の活用を図られたい。

しかし、給食センターでの給食実施は、未実施中学校分約7,000食の給食を調理するための施設建設の用地選定・確保や財政計画策定等で、相当期間を要することが考えられる。給食センター整備を待っての給食実施では、市民ニーズへの対応が遅れることになる。加えて、食育を推進する上でも、中学校給食の早期実施が望まれる現状にある。そこで、将来的には、一定規模の給食センターに集約することを前提としながらも、当面、できるだけ初期コストがかからない形での給食提供も必要であると考え。各学校の地理的要件や衛生面等の実情を考慮しながら、親子方式など複数方式での給食実施の方向性を考えるべきであると思われる。

#### (2)実施における諸課題への対応

給食を取り巻く諸課題については、教育委員会や学校のみでは解決できない場合が考えられる。特に地産地消の推進や、残さ（食べ残し）の資源化への取り組みは、農水商工部や環境部など佐世保市行政内部や生産者等関係団体との連携を図る必要がある。

また、全国的に問題となっている学校給食費未納問題については、学校を含め行政としての具体的な対策を講じるべきである。

その他学校給食を実施する上での諸課題については、別紙報告書に掲げるとおりであるので、積極的に取り組まれない。

この答申は、佐世保市立中学校における学校給食の実現についてまとめたものである。佐世保市において中学校給食を実施するにあたっては、小学校給食を含めた学校給食全体を考える必要があると思われる。今後、「佐世保市における学校給食のあり方」についての検討に入っていくが、限られた条件の中で、よりよい学校給食が実現されるよう論議を深めていきたい。

# 佐世保市における中学校給食の実現について

## 報 告 書

平成20年5月

佐世保市立学校給食検討委員会

..... 目 次 .....

はじめに .....	1
I 食をめぐる社会環境の変化と課題 .....	2
II 佐世保市の学校給食の現状 .....	4
1 学校給食の実施状況	
(1) 学校給食実施状況（学校数・児童生徒数） .....	4
(2) 調理方式別完全給食実施状況 .....	4
(3) 学校給食費の状況 .....	5
2 アンケート結果から	
(1) 完全給食の実施について .....	5
(2) 弁当に対する考え方 .....	6
(3) 給食と弁当の選択制について .....	8
III 学校給食の意義と必要性 .....	9
IV 食にかかる家庭と学校の役割 .....	10
V 実施における諸課題 .....	11
1 給食実施方式と学校の教育課程（日課） .....	11
2 運営方式 .....	13
3 学校給食費未納問題 .....	14
4 学校給食の選択制 .....	15
5 給食献立 .....	15
6 食物アレルギー .....	16
7 残さ（食べ残し） .....	16
8 地産地消 .....	16
おわりに .....	17
資 料 .....	19

## はじめに

佐世保市の学校給食は、昭和22年に、広田小学校で実施された粉ミルクによる給食が始まりである。その後、昭和26年に、市内小学校24校で完全給食が実施された。昭和45年4月には、小学校全校と離島などの中学校で完全給食体制が完了している。昭和56年からは、週1回の米飯給食が開始され、昭和61年に週2回、平成2年からは週3回の実施へと、その充実が図られてきた。

中学校については、離島や以前から完全給食を実施していた合併地域等の6校を除き、ミルク給食（牛乳のみ）が行われている。

佐世保市においては、従来から中学校完全給食を求める声はあったものの、思春期を迎える中学生が、保護者自身の心のこもった弁当を昼食とすることは、親子の温かい人間関係を再認識する有効な手立てであるという考えと財政上の問題から、中学校完全給食の実施には慎重な姿勢をとってきた。

しかし、近年の食をめぐる状況の変化に伴う様々な問題に対処していくため、平成17年7月に食育基本法が施行され、佐世保市においても、平成18年12月に策定された佐世保市食育推進計画に、「学校における食育推進の有効な手立てとしての学校給食の充実について検討する」ことが盛り込まれた。

また、平成17年12月に「中学校完全給食実施を求める陳情書」を受理、平成18年12月には「中学校完全給食実施を求める請願」が議会採択された。そのような状況の中で、平成19年4月就任の市長マニフェストにも、中学校給食の実現が掲げられている。

このようなことから、平成19年8月に本検討委員会が設置され、佐世保市教育委員会から「(1)佐世保市における中学校給食の実現について」「(2)佐世保市における学校給食のあり方について」の諮問を受けた。

検討委員会では、現在までに諮問の1点目である「佐世保市における中学校給食の実現」について会議を開催し、各委員がそれぞれの立場から幅広い意見を述べ、協議を重ねてきた。また、学校給食施設の現地視察を実施した。その結果を本報告にまとめるに至ったものである。

## I 食をめぐる社会環境の変化と課題

文部科学省の学校保健統計調査からうかがえるように、戦後子どもの成長が著しい半面、1960年代後半から肥満児が増加し、1980年代後半からは運動能力の落ち込みも目立ってきた。加えて、子どもにも動脈硬化の症状が表れ、生活習慣病予備軍が増加しているとの報告もある。この原因として、不適切な身体活動、食生活、生活習慣が考えられる。いつの間にか外遊びが減少し、室内遊びが定着している。

### ◇ 肥満傾向児の出現率 (文部科学省 学校保健統計調査) (単位：%)

年 度	小学6年生 (11歳)	中学2年生 (13歳)
1986年度	7.78	7.05
1996年度	9.77	8.83
2006年度	9.85	9.16

※肥満傾向児とは、性別・年齢別に身長別平均体重を求め、その平均体重の120%以上の者である。

### ◇ 基礎的運動能力 (文部科学省 体力・運動能力調査) (1) 50m走 (単位：秒)

年 度	小学6年生 (11歳)		中学2年生 (13歳)	
	男子	女子	男子	女子
1986年度	8.74	9.04	7.88	8.70
2006年度	8.89	9.22	7.91	8.84

### (2) ソフトボール投げ (単位：m)

年 度	小学6年生 (11歳)		中学2年生 (13歳)	
	男子	女子	男子	女子
1986年度	33.7	20.1	22.6	15.5
2006年度	29.5	17.2	22.3	13.9

※中学校はハンドボール投げ

また、生活時間の中で習い事や塾の時間の比率が大きくなってきている。このような子どもたちの生活時間の変化が、夜更かし型の生活リズムを生み、その結果として、朝食欠食や不規則な食事時間につながっている。

### ◇ 朝食について (佐世保市教育委員会 学校給食に関する調査：平成19年実施)

《問》あなたは、ふだん朝ごはんを食べていますか。

(小学5年生：2,223人、中学2年生：2,061人が対象)

(単位：%)

選 択 肢	小学5年生	中学2年生
いつも食べる	90.8	85.6
週に2～3日は食べない	5.9	8.5
週に4～5日は食べない	1.8	2.2
ほとんど食べない	1.5	3.7

更に大きく変化したことがある。それは「孤食」という子ども一人で食事をする形態が出てきたことである。以前は、家族一緒に三度の食事を家庭内で摂り(内食)、たまに食堂などで外食をするのが一般的だった。しかし、大人的生活スタイルの変化などにより、一家団らんで食事をする機会が1日に1度もない家庭が出てきたということだ。これらの変化は、子どもの心と身体の問題に影響を与えていると言われている。子どもたちの食生活の変化には、大人社会の変化が影響しているということは確かである。

◇ 夕食について (佐世保市教育委員会 学校給食に関する調査：平成19年実施)

《問》あなたは、夕食はいつもだれと食べますか。

(小学5年生：2,223人、中学2年生：2,061人が対象)

(単位：%)

選 択 肢	小学5年生	中学2年生
家族全員と	54.5	48.3
家族の一部と	39.9	41.2
子どもだけで	3.8	3.7
一人で	1.8	4.6
その他	0	2.2

このような現代の「食」をめぐる状況の変化に伴う様々な問題に対処し、その解決を目指した取り組みが「食育」である。

食育基本法には、食育の定義規定は設けられていないが、その前文において、「食育は、生きる上での基本であって、教育の三本の柱である知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて、『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるものとして食育を推進することが求められている。」とされている。このような食育の推進に当たっては、単なる食生活の改善にとどまらず、食に関する感謝の念と理解を深めることや、伝統ある優れた食文化の継承、地域の特性を生かした食生活に配慮すること等が求められている。

今まで、子どもたちの食生活の問題としてよく話題にされてきた内容は、偏食が多い、間食や夜食が多い、朝食を食べない、肉類を好んで多く食べる、魚を食べる量が少ない、野菜を嫌って食べない、食物繊維が不足している、噛まなくても食べやすい食品を好む、加工食品の味を好むなど、「なにを」「どれくらい」という把握しやすい栄養問題を中心にしたものであった。これからは、「いつ」「どこで」「だれと」「どのように」についても大いに考えなければならない時代になっている。

子どもの食生活に関する問題は、もはや家庭だけの問題として見過ごせる段階ではなく、学校教育の一環としても取り組むべき課題となっていると言えよう。

## Ⅱ 佐世保市の学校給食の現状

### 1 学校給食の実施状況

学校給食の現状と課題を把握し、その改善・充実に資するために文部科学省が毎年実施している「学校給食実施状況等調査」の平成18年度調査結果と佐世保市の状況は、次のとおりであった。

#### (1) 学校給食実施状況（学校数・児童生徒数）

平成18年5月1日(単位:校、%)

区分		全国		長崎県		佐世保市		
		実施数	実施率	実施数	実施率	実施数	実施率	
小学校	*完全給食	学校数	22,014	97.8	384	96.7	46	100.0
		児童数	7,095,071	98.7	85,609	98.4	15,230	100.0
	*補食給食	学校数	107	0.5	1	0.3	0	0.0
		児童数	17,425	0.2	7	0.0	0	0.0
	*ミルク給食	学校数	222	1.0	11	2.8	0	0.0
		児童数	25,529	0.4	1,379	1.6	0	0.0
中学校	完全給食	学校数	8,159	74.8	153	78.1	6	23.1
		生徒数	2,507,701	69.5	31,632	68.5	705	9.4
	補食給食	学校数	65	0.6	0	0.0	0	0.0
		生徒数	14,903	0.4	0	0.0	0	0.0
	ミルク給食	学校数	1,128	10.3	42	21.4	20	76.9
		生徒数	381,002	10.6	13,590	29.4	6,772	90.6

#### (2) 調理方式別完全給食実施状況（学校数・児童生徒数）

平成18年5月1日(単位:校、%)

区分		全国		長崎県		佐世保市		
		実施数	実施率	実施数	実施率	実施数	実施率	
小学校	単独調理場	学校数	10,729	49.1	150	39.1	41	89.1
		児童数	4,140,895	58.9	48,668	56.8	14,478	95.1
	共同調理場	学校数	11,077	50.6	234	60.9	5	10.9
		児童数	2,856,591	40.7	36,941	43.2	752	4.9
	その他 (弁当配送等)	学校数	67	0.3	0	0.0	0	0.0
		児童数	26,774	0.4	0	0.0	0	0.0
中学校	単独調理場	学校数	2,408	29.8	34	22.2	3	50.0
		生徒数	785,301	31.6	7,207	22.8	267	37.9
	共同調理場	学校数	5,268	65.1	102	66.7	3	50.0
		生徒数	1,552,557	62.4	17,843	56.4	438	62.1
	その他 (弁当配送等)	学校数	413	5.1	17	11.1	0	0.0
		生徒数	149,324	6.0	6,582	20.8	0	0.0

- \*完全給食 給食内容がパン又は米飯、牛乳及びおかず等である給食  
 \*補食給食 給食内容が牛乳及びおかず等である給食  
 \*ミルク給食 給食内容が牛乳のみである給食



### (3) 学校給食費の状況

区 分		平成 18 年 5 月 1 日 現 在			19 年 度	20 年 度
		全国平均	長 崎 県 平 均	佐 世 保 市 (旧 市 内)	佐 世 保 市 (旧 市 内)	佐 世 保 市 (全 市)
小 学 校	低 学 年	3,958	3,498	3,300	3,400	3,600
	中 学 年	3,976	3,501			
	高 学 年	3,984	3,498			
中 学 校		4,522	4,114	3,800	3,800	4,100

## 2 アンケート結果から

中学校給食実施検討の基礎資料として活用するため、平成19年7月に佐世保市内の中学校完全給食未実施地区の小学5年生、中学2年生の児童生徒とその保護者及び中学校の教職員を対象に、アンケート調査が実施されている。

対象人数は、小学5年生と保護者各2,270人、中学2年生と保護者各2,196人、中学校教職員424人で、回答率は小中学生97.3%、保護者83.5%、教職員92.5%である。主な結果は次のとおりであった。

### (1) 完全給食の実施について

「完全給食の実施を望む」と回答した児童生徒の割合は、中学生では32.0%、小学生では21.3%であるのに対し、保護者は、72.5%と高い割合であった。理由としては、小中学生、保護者とも「栄養バランスがよい」、「温かいものが食べられる」が上位を占め、小中学生の13%程度が「家の人が楽になる」という理由を挙げていた。また、「完全給食の実施が望ましい」、「選択方式が望ましい」以外を回答した保護者は、その理由として「食事指導や食べ残し、給食費未納など新たな問題が発生する」、「子どもの食事は保護者の責任である」、「保護者と子どもの結びつきがなくなる」等を挙げていた。

一方、教職員では、完全給食を望まない意見が73.2%となり、理由としては、「食事指導や食べ残し、給食費未納など新たな問題が発生する」、「アレルギー体質、食事量などの個人差に十分な対応ができない」、「子どもの食事は保護者の責任である」、「保護者と子どもの結びつきがなくなる」であった。

《問》中学校給食を行うことについてどう思いますか。(小5：2,225人、  
中2：2,063人、保護者：(小)1,970人・(中)1,728人、教職員：392人が対象)  
(単位：%)

選 択 肢	小 5	中 2	小 保 護 者	中 保 護 者	教 職 員
完全給食の実施が望ましい	21.3	32.0	76.6	67.8	17.4
給食と弁当の選択方式が望ましい	34.7	25.9	14.3	15.2	8.9
現在の牛乳だけの給食がよい	13.9	11.5	2.5	4.7	46.9
学校購買部の充実を行うべき	20.2	18.9	5.4	9.9	14.6
給食は実施する必要がない	9.9	11.6	1.2	2.4	12.2

《問》給食があるほうがよいと思う理由は何ですか。(3つまで選択)

(「完全給食実施」「選択方式」と回答した小5:1,245人、中2:1,196人が対象)

※回答が多かった4項目 (単位:%)

選 択 肢	小5	中2
給食が好き	14.8	11.0
温かいものが食べられる	8.4	22.1
栄養のバランスがよい	22.3	18.3
家の人が楽になる	13.1	13.8

(「完全給食実施」「選択方式」を回答した保護者:(小)1,791人・(中)1,434人が対象)

※回答が多かった4項目 (単位:%)

選 択 肢	小保護者	中保護者
健康・体力の向上など	11.8	11.7
バランスの取れた栄養摂取	27.9	26.9
汗物など、温かいもの	12.4	15.2
弁当に比べ献立が変化	14.2	14.8

《問》中学校給食を実施しなくてもよいと思う理由はなんですか(3つまで選択)

(「牛乳だけ」「実施の必要なし」「購買部等の充実」と回答した保護者:(小)

179人・(中)294人、教職員:289人が対象)

※回答が多かった5項目 (単位:%)

選 択 肢	小保護者	中保護者	教職員
食事指導や食べ残し、給食費未納など新たな問題が発生する	25.6	25.8	27.2
アレルギー体質、食事量などの個人差に十分な対応ができない	15.3	14.8	16.5
子どもの食事は保護者の責任である	11.8	10.9	14.9
保護者と子どもの結びつきがなくなる	10.9	11.4	12.8
給食に時間がかかり、他の活動に支障をきたす(部活、生徒指導など)	8.8	10.0	14.4

## (2) 弁当に対する考え方

「昼食に家庭で作った弁当を持ってきているか」の問いに、「いつも持ってくる」と「週4日くらい持ってくる」と答えた割合は、81.7%で、「ほとんど持ってこない」は3.8%であった。「弁当をいつも持ってくる」と答えた以外の子どもの10.4%が、「持ってこないときは昼食を食べない」という結果であった。

また、保護者の弁当づくりの負担感は、「ときどき負担になる」が66.4%、「かなり負担」が21.5%で、「作りがいがある」は12.1%にとどまった。負担感の理由としては、「メニューを考えること」が一番多く33.6%、次いで、「朝の忙しさ」が30.4%となっていた。

《問》 昼食に家庭で作った弁当を持ってきていますか。(中2：2,074人が対象)  
(単位：%)

選 択 肢	中2
いつも持ってくる	45.9
週に4日くらい持ってくる	35.8
週に2~3日くらい持ってくる	14.5
ほとんど持ってこない	3.8

《問》 家庭で作った弁当を持ってこない時、昼食はどうしていますか。  
(中2：2,212人が対象)

(単位：%)

選 択 肢	中2
店で購入もしくは学校で注文	70.9
食べない	10.4
その他	18.7

《問》 弁当づくりについて、どう感じていますか。(中学生保護者：1,729人が対象)  
(単位：%)

選 択 肢	中保護者
ときどき負担になる	66.4
かなり負担になる	21.5
作りがいがある	12.1

《問》 弁当づくりで負担を感じるのとはどのようなことですか(2つまで選択)  
(弁当作りについて「作りがいがある」以外の回答をした中学生保護者：1,520人が対象)

(単位：%)

選 択 肢	中保護者
メニューを考えること	33.6
朝の忙しい時間帯に調理時間がかかること	30.4
早起きになるため、睡眠時間が減ること	13.6
食材を調達(買い物)すること	15.3
「弁当」を残されること	3.5
その他	3.6

### (3) 給食と弁当の選択制について

小学生保護者の 14.3%、中学生保護者の 15.2%が、「給食と弁当の選択制がよい」と回答していた。理由としては、「給食費の未納問題への対応」が一番多く、続いて「食物アレルギーなどの子どもに対応するため」という結果となっていた。

《問》 選択方式が望ましいと思う理由は何ですか。

(「中学校給食を行うことについてどう思いますか」の問いに、「選択方式が望ましい」と回答した保護者：(小)248人・(中)243人を対象)

(単位：%)

選 択 肢	小保護者	中保護者
給食費の未納問題に対応するため	40.7	36.2
食物アレルギーなどの子どもに対応するため	30.7	30.9
好き嫌いのある子どもに対応するため	14.9	19.3
その他	13.7	13.6

### Ⅲ 学校給食の意義と必要性

学校における食育は、子どもが食に関する正しい知識を身に付け、自らの食生活を考え、望ましい食習慣を実践することを目指し、学校給食を活用しつつ、給食の時間はもとより、各教科や総合的な学習の時間等における食に関する指導を中心として行われる。

学校給食は、栄養バランスの取れた豊かな食事を子どもに提供することにより、子どもの健康の保持増進、体位の向上を図ることはもちろん、食に関する指導を効果的に進めるために、生きた教材として活用することができるものであり、大きな教育的意義を有している。

学校給食法第2条には、学校給食の目標として、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、

1. 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。
2. 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。
3. 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。
4. 食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。

の4点を目標とし、その達成に努めなければならないと定められている。

このように学校給食は、子どもの成長発達や活動の源泉となるものであると同時に、子どもが毎日の学校生活の中で特に楽しみとしているものの一つであって、生活の営みの一部であることから、おのずと子どもの興味・関心を引き出し得る特性を有している。

「食をめぐる社会環境の変化と課題」で述べたように、子どもの食生活に関する問題は今や見過ごせる状況ではなく、家庭のみでなく学校教育の一環としても取り組むべき課題となっている。心身の発達・発育が著しい中学生期において、栄養バランスの取れた昼食を提供することは、健康な心身をはぐくむために必要なものであり、学校給食を通して望ましい食習慣を確立することが望まれる。

中学生の食に関する指導を充実させるため、学校での食育実践の核として、佐世保市立中学校における完全給食を実現する必要がある。

#### Ⅳ 食にかかる家庭と学校の役割

食に関する問題は、本来、家庭が中心となって担うものである。子どもたちに健全な食生活を実践する力を身に付け、習慣化させるためには、教育活動として実施されている学校給食を活用した学校における取り組みのみならず、家庭において、楽しく食卓を囲み、家族のコミュニケーションを大切にしながら、基本的な食事のマナーや望ましい食習慣の確立に向けた適切な取り組みがなされる必要がある。

佐世保市の食育推進計画では、生活習慣が定着する時期であり、同時に親離れも始まり、生活習慣が乱れ始める時期でもある小中学生の食育推進の指針について、次のように掲げている。

- ◇食生活や健康を自己管理できるように、食に関する正しい知識と基本的な技術を習得しましょう。
- ◇「早寝、早起き、朝ごはん」を実践し、規則正しい生活リズムを確立しましょう。
- ◇様々な体験活動を通じて、社会性の涵養を図り、命や食への感謝の念を育みましょう。
- ◇家族と一緒に食事を楽しみましょう。
- ◇よく噛むこと、食後の歯磨きなど歯と口の健康に気をつけましょう。

また、家庭における食育の推進について、生活リズムの向上、望ましい食習慣や知識の習得等を、学校における食育の推進については、授業での食育の取り組みや体験活動を通じた食育の実践、給食を活用した食育、さらに、家庭との連携として、学校での取り組みを保護者へ発信することなどを挙げている。

このように、家庭と学校が一体となって「知識を深める」「実際に体験する」「日常で習慣づける」ことを実践し、食育を推進していくことが求められている。

学校給食は、食の正しい知識、食を選択する力を身に付けるという食育の目標達成の一手段である。したがって、完全給食が実施されたことを「食育が達成された」と親が誤って認識することがないように留意する必要がある。

給食は食育の一環であって、食育は、学校のみで達成できるものでもないし、かといって家庭のみでできるものでもない。子どもたちを取り巻く家庭、学校・友人、地域・社会などのしっかりした食環境と、メディアなどからの適正な食情報を得ながら、取り組んでいくことが大切である。

## V 実施における諸課題

中学校給食を新たに実施する場合に解決すべき課題について抽出し、検討を行った。

それぞれの課題は、個別にとらえられるものではなく、密接に関連し合うものではあるが、検討委員会では、関連性を念頭に置きながらテーマごとに協議を行った。

### 1 給食実施方式と学校の教育課程（日課）

調理施設の方式について、それぞれの方式のメリット・デメリット、コスト面、学校敷地の状況を考慮し、学校教育課程への影響も踏まえ協議を行った。

#### 自校方式

各学校の敷地内に給食室を設置し、その学校の児童および生徒が喫食する給食を調理する自校方式は、温かいものが食べられ、また、調理員の給食作りの姿や顔が見えることなどから、食育に取り組むには理想的である。給食づくりの様子を五感で感じ、食を身近にとらえることで、教育上の効果が大きいといえる。佐世保市の小学校での実績は高い評価を受けている。しかし、市内小学校の調理室は老朽化しており、しかも狭く、調理設備が整っていない現状にある。そのため、焼く・蒸すなどの調理方法ができないために献立のレパートリーが少ない。さらに、アレルギーの子どもへの代替食の対応ができないという問題が指摘されている。

中学校に自校方式の調理場を建設するには、食材納入車両の横付けが可能で、校舎に隣接した敷地が必要であるが、現状では敷地が狭く、建設場所が確保できない学校がある。また、建設費や、調理人員が他の方式と比較して多く必要になることから、コスト面での負担が大きい。

#### 親子方式

親となる小学校の調理場で調理し、近隣の中学校へ配送する親子方式の実施には、「親」となる学校に、「子」となる学校の食缶や食器、配送用コンテナを保管する場所が新たに必要となる。建設時と比べ児童数はかなり減少しているが、腸管出血性大腸菌O157対策でシンクなどの設備が増え、余裕スペースがない学校は、増築が必要となる。

しかし、校舎の一部に調理場があるなど、建物構造上の問題や、敷地の余裕がない場合は、増築ができないという問題を抱えている。また、小学校調理場施設そのものの老朽化が進んでおり、現在の衛生管理基準に合致した\*ドライシステムの調理場は6校のみで、他は\*ウェットシステムである。衛生管理面から、小学校調理場のドライシステム化が望まれている状況でもある。

「自校方式」により近い「親子方式」ではあるが、現状で「親」となれる学校は限られている。

## 弁当配送方式

民間の調理場で民間の調理士が調理し、再利用可能な個別容器に盛り付けた「弁当」を配送するため、調理場を建設する必要がない。また、学校では、食缶からつぎわかる配ぜん時間が不要で、学校の日課にも影響が少ないという利点がある。

近年、新たに中学校給食を開始した他都市での導入例があり、学校の負担も少なく、調理施設の整備が不要で、準備期間も短くてすむため、現実的な手段ではないかという意見があった。しかし、温かいおかずが提供できないなど、食育としての学校給食にはそぐわないのではないかと考えられる。

また、佐世保市の中学校約7,000食分の調理を受託できる業者があるのか不明であり、複数の業者が受託する場合、各業者別に、調理場等の安全・衛生管理について、佐世保市としてどうチェックするかが課題となる。

## 食缶配送方式

民間の調理場で民間の調理士が調理した給食を食缶につめて配送するため、調理場を建設する必要がない。「弁当配送方式」と同様に受託できる業者があるのか不明であり、業者の調理場等の安全・衛生管理を、どうチェックするかが課題となる。

## 給食センター（共同調理場）方式

複数校分の給食を拠点調理施設で調理し、食缶に入れて各学校へ配送するセンター方式は、自校方式と比較して大量調理を行うため、施設設備の効率的な導入が図られ、人件費等の経費節減が可能である。また、利便性の高い設備を整えることで、献立の多様化に対応しやすくなるという利点がある。

佐世保市でも、一部でセンター方式の給食が実施されており、施設見学を行った世知原学校給食センターは、平成16年に開設され、ドライシステムで\*HACCPを取り入れた衛生管理を行っている。また、他都市の学校給食センターでは、食物アレルギーへの対応のため、代替食の調理ができる専用スペースを設置している例がある。

学校までの運搬に時間を要するが、保温性、密閉性にすぐれた食缶を利用することで温かい食事を提供できる。欠点としては、食中毒などの事故がおきた場合の影響が大きいことや、麺料理に工夫が必要なことなどが挙げられる。

各学校への配送時間は、30分以内が望ましく、建設用地の選定確保に課題がある。

- 
- \* ドライシステム 調理場の床が乾いた状態で作業を行う。食材の洗浄など水を使う作業場とは区分されている。
  - \* ウェットシステム 調理場の床が水に濡れた状態で作業を行う。湿度が高いことや床の水はね等、細菌が繁殖しやすいなどの欠点がある。
  - \* HACCP 食品の安全性を高度に保証する衛生管理の手法のひとつで、原材料の受入から最終製品にいたる一連の行程の各段階で発生する危害を分析し、その危害の発生を防止することができるポイントを定め、重点的に管理することにより、より一層の安全を確保する手法であり、国際的にもその導入が推進されている。



## コ ス ト

一定の仮定に基づいた建設コスト（初期設備費を含む）、ランニングコスト試算は次のように示されている。

建設コスト 自校方式 > センター方式 > 弁当配送方式  
ランニングコスト 自校方式 > 弁当配送方式 > センター方式

※親子方式については、各学校ごとの詳細設計が必要であること、実施可能な学校が少ないと考えられることから算定されていない。

## 学校の教育課程（日課）

学校現場では、給食時間の確保が重要な課題となる。現在、佐世保市内で学校給食を行っている一部の中学校では、未実施の学校と比較して20分から30分始業時間が早い。弁当配送方式を採用すれば、日課への影響は少ないと考えられるが、その他の方式では、30分程度の始業時間の繰り上げが必要と考えられる。

また、給食時間は30分から35分が標準的で、配ぜん、食事、後片付けが昼休み時間に食い込むことも予想され、給食時間における食育が十分行えるのかという懸念もある。忙しい中学校の日課の中で給食を実施するためには、先生方の努力と工夫に加え、調理場や配ぜん室の設置場所の検討や、大規模校には給食運搬リフトを設置するなど、施設面での改善を検討する必要がある。

5つの方式のうち、食育としての学校給食を行う上で、より温かいものが食べられ、作っている人の顔が見える「自校方式」が理想である。しかし、新たに開始する中学校給食を、「自校方式」で実施するには、財政上の問題や学校敷地の問題がある。そこで、コスト面と衛生上の安全面に配慮し、食育の実践ができる形で、「センター方式」で実施することが望ましい。用地の確保が課題となることから、設置場所や規模については、行政としての検討を行っていただきたい。

## 2 運営方式

学校給食の実施の手順は、概ね次のとおりである。

献立作成 ⇒ 食材の購入 ⇒ 食材の検収 ⇒ 調理の指示 ⇒ 調理作業 ⇒  
給食検食 ⇒ 配缶・配送 ⇒ 給食指導 ⇒ 食器・食缶洗浄、保管、清掃

その他、給食業務全般についての衛生管理業務がある。

これらの業務のうち、食材の検収、調理作業、配缶・配送及び食器・食缶洗浄、保管、清掃業務を、市直営で行うのか民間委託するのかの協議を行った。

一定の仮定に基づいたランニングコスト試算については、次のように示される。

直営方式 > 委託方式

運営方式においては、衛生管理などの安全面とコスト面が論点となった。現在佐世保市で実施している小学校給食は、直営であり、これまで大きな事故等は起きていないことから、評価できるものである。

安全面で責任がとれる正規職員の配置が必要であるという意見があった。

しかし、衛生管理面等で厳しい基準を作って実施するのであれば、民間だからといって問題はない。むしろ、民間のほうが、事故等があった場合は会社そのものの存続にかかわるため、責任の所在がはっきりしているのではないか。コスト面でも必要最小限で最大限の内容を求めていくべきであるという意見が出された。

その他、調理委託を行っている他都市で、県費負担の学校栄養職員が配置されていない学校に、市の単独予算で栄養士を配置し、衛生管理などの充実を図っている例が報告された。

調理・配送業務については、子どもたちの安全を最優先しながら、民間委託による効率的な運営を行っていただきたい。

### 3 学校給食費未納問題

学校給食に必要な経費負担は、学校給食法第6条及び学校給食法施行令第2条の規定により、主食、牛乳、おかずなどの副食購入費は保護者、施設設備に要する経費、人件費、施設設備の修繕費は学校の設置者とされている。

この規定の他に法律上の定めはなく、学校給食費の未納対策については、民法上の規定によるほかない現状である。

学校給食費の未納については、全国的な問題となっており、17年度の未納率は金額ベースで、全国で0.53%、長崎県内で0.78%、佐世保市においては0.84%で、全国の未納率と比較して若干高い傾向にある。

未納問題の解決には、契約方式や保証人制度、前払い方式、徴収員の配置、法的措置などが考えられ、最近では、他都市において、市長名の督促や簡易裁判所への支払い督促申し立てを行っているケースも見受けられるようになっている。

検討委員会では、給食費を納めない家庭の子どもに給食を提供するのを含めて協議を行った。

給食を通して、何が正しいのかということ子どもに教えることも必要であるという意見の一方、給食費を払わないのは親の問題であり子どもに責任はない。学校現場としては、未納だから給食を提供しないということは現実としてできない。また、中学校給食実施についてのアンケートで、中学校の教職員があまり積極的でないのは、未納問題も一因であるなどの意見があった。

未納問題については、小学校を含めて制度化を検討する必要がある。

学校が、食育としての学校給食に取り組めるよう、給食費未納への対応が、学校現場の過重な負担にならないようなシステムを整備すべきである。

## 4 学校給食の選択制

家庭からの弁当持参か学校給食かを選択できる「選択制」については、中学校給食実施についてのアンケート結果で、小中学生は約 30%前後、保護者の約 15%が希望している。その主な理由としては、「食物アレルギーなどへの対応ができる」、「学校給食費を払わない人がいる」が挙げられていた。また、中学 2 年生の約 10%が、「弁当を持ってこないときは、昼食を食べない」と答えており、昼食の欠食にも留意する必要がある。

検討委員会では、家庭からの弁当持参か学校給食かを選ぶことができる「選択制」について、弁当持参を望む保護者や食物アレルギーの子ども、未納対策への対応など、有効性、必要性を協議した。

給食と弁当の混在による学校現場での混乱の懸念や、食育の教材として学校給食を活用するため、給食指導が難しくなる。食育としての学校給食を行うのであれば、選択制ではないほうがよいという意見がほとんどであった。しかし、親としては、中学生期に家庭の弁当を通じて子どもとのかかわりを持ち続けたいという思いがあることや、自分で食品を選択し、弁当を作っている生徒もおり、家庭の弁当を大切にすべきであるという意見もあった。

また、未納対策として効果的であると考えられるという意見も出された。検討委員会としては、今後の課題として、引き続き論議していきたい。

## 5 給食献立

本市における学校給食の献立は、文部科学省が定める「学校給食実施基準」、「学校給食における食事内容について」を考慮して、栄養教諭、学校栄養職員、校長、保護者代表、調理士などで構成する「献立委員会」で検討したうえで決定している。

現在は、焼き物、蒸し物の調理ができる設備を導入していないため、調理方法としては、煮る、炒める、揚げる、ゆでるを基本としている。今後、いろいろな献立を子どもたちに提供し、食事に関する体験を広げ、生活習慣病の予防につながるような食生活を習慣づけることが求められる。

噛むことや箸を使う献立にも配慮する必要がある。給食の献立作成を、給食を食べる子どもたち自身に、授業などで体験させてはどうかなど、食育の視点からの意見が多く出された。また、中学生になると、食べる量に個人差があることにも配慮する必要があるという指摘もあった。

さらに、食の安全に関して、食材の調達の上で、産地偽装など不正に対するチェックをきちんと行うことが必要である。

現在、小学校で行っている給食献立作成の基本方針を継続し、さらに、食育の中で、学校給食を「生きた教材」として活用することで、子どもたちが、望ましい食生活と食に関する実践力を身につけることができるような献立づくりを進めていきたい。そのためには、多様な献立に対応できる設備の整備が必要である。

## 6 食物アレルギー

佐世保市における食物アレルギーを有する子どもの割合は、平成19年4月現在で、小学生1.94%、中学生3.91%である。アレルギー原因食品は、鶏卵、牛乳、えび、キウイが主なものとなっている。各学校で、特に配慮が必要な子どもについて、学校と保護者の協議・連携により、除去食での対応を行っている。施設・設備、人的対応、食材調達の問題から、個別調理は困難な現状がある。

他都市で、学校給食センターに、アレルギー対応の個別食を調理するための専用スペースを設置している例が報告された。

いずれにしろ、アレルギー対応が必要な子どもの状況を的確に把握し、調理担当者に伝える必要がある。

医師との連携も含めた食物アレルギー対応のシステム作りと、個別調理ができる施設設備の整備を行っていただきたい。

## 7 残さ（食べ残し）

平成17年に市内15校を1週間調べたデータによると、残さの量は、1日1校あたり、給食の全体量の約2%にあたる8.4キログラムとなっている。家庭で食べ慣れない食品や料理、むきにくい果物や固いものなどは、食べ残しが多い傾向にある。残さを土作りの材料として活用するなど、一部の学校でリサイクルの取り組みはあるが、ほとんどを一般廃棄物として処分している。

女子のダイエット志向への対応や、子どもたちが、食や食にかかわる人へ感謝の気持ちを持つことを意識づけるための学校での指導の充実を求める意見があった。しかし、忙しい中学校の日課の中で、指導時間を十分に確保することは難しい面もあるという学校側の現状も報告された。

食べ残しが出にくいような献立の工夫とともに、家庭や学校で、残さないための指導を充実させていく必要がある。

また、発生した残さについては、他都市でのリサイクルの取り組み例もあることから、佐世保市全体の「食品廃棄物」の問題としてとらえ、資源化への取り組みなど、行政として検討することも必要である。

## 8 地産地消

地産地消（ちさんちしょう）とは、「地域生産地域消費」の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費することである。地産地消という場合、その範囲をどうとらえるかという問題がある。たとえば農業や漁業などの振興という側面から言えば、佐世保市内のみでなく、県内あるいは、九州内、広くは国内産という考え方もあるが、食育や安全性などの面から言えば、生産者の顔が見え、交流ができるというような比較的狭い範囲であろうかと考えられる。

平成18年度における佐世保市の学校給食では、米は県内産を100%、牛乳は市内で加工されるものを100%使用している。農産物では、ほうれんそう、アスパラガス、旬の季節だけでなく年間を通して使用できるよう、冷凍物として使用したり、みかん、柚木メロン、江上ぶんたんなどの果物を、季節ごとに取り入れたりしている。農産物全体の重量ベースでの使用状況は、43%となっている。

学校給食における地産地消の効果としては、次のことが挙げられる。

◇食育の面から

(1)子どもが、より身近に、実感をもって、地域の自然、食文化、産業等についての理解を深めることができる。

(2)地場産物の生産者や生産過程等を理解することにより、食べ物への感謝の気持ちを抱くことができる。

◇安全性の面から

「顔が見え、話ができる」生産者等により生産された、新鮮で安全な食材を確保することができる。

◇学校と地域の連携の面から

生産者等の側で、学校給食をはじめとする学校教育に対する理解が深まり、学校と地域との連携・協力関係を構築することができる。

佐世保市が実施する中学校給食では、約7,000食の給食物資を入手し、それを調理し給食を提供する必要があるが、地産地消のみでは、給食物資がすべてまかなえるとは言えない。しかも学校給食を実施する上では、保護者負担による限られた給食費の中での購入である。そのため、「一定規格で」、「安定的に」、「大量購入による低価格で」、「安心・安全な」給食物資をそろえなければならない。

しかし、学校給食を生きた教材として活用するためにも、地産地消を推進する必要がある、佐世保市としても取り組まなければならない課題である。

食育としての地産地消を考えて、給食費の値上げについても、保護者の理解を得ながら進めていくべきではないかという意見もあった。

地産地消については、まず、生産者、保護者、栄養教諭、学校栄養職員、調理士、\*学校給食会など、関係者での話し合いの場を持ち、行政も関与しながら、推進のための体制づくりを行い、積極的に取り組んでいただきたい。

## おわりに

中学校給食の実現には、さまざまな課題がある。検討委員会では、中学校給食の理想の姿をイメージしつつも、佐世保市の現状として、実施可能で継続可能と考えられる実施手法を取りまとめるに至った。

今後、小学校を含めた「佐世保市における学校給食のあり方」についての検討に移っていくが、限られた条件の中で、よりよい学校給食が実現されるよう論議を深めていきたい。

\* 学校給食会 18頁参照

# 財団法人佐世保市学校給食会の概要

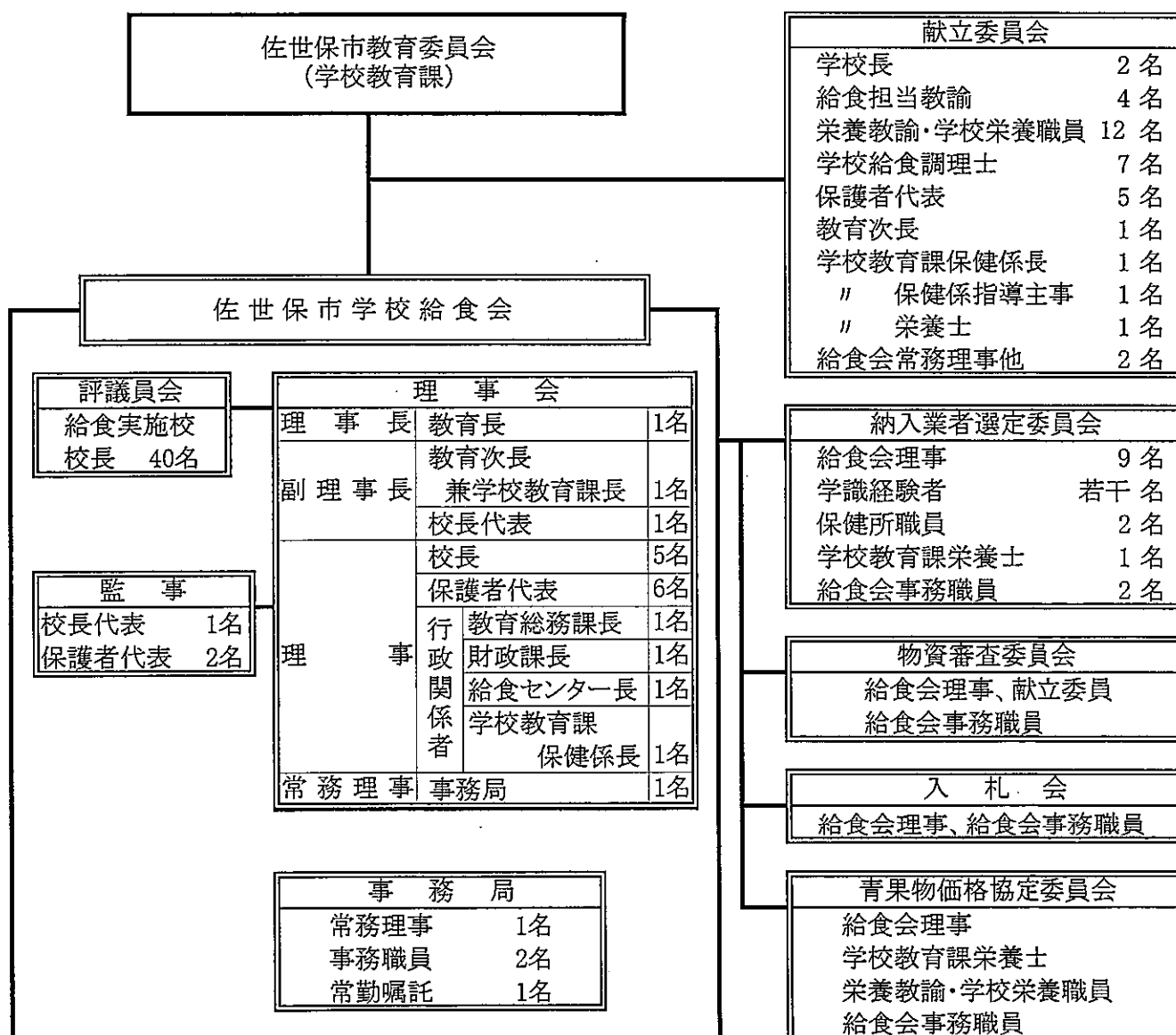
(平成19年4月現在)

- 1 目的 佐世保市立学校の学校給食の円滑な実施、運営及びその発展に寄与する。
- 2 事業
  1. 学校給食に関する物資の調達及び配給に関する事業
  2. 学校給食の普及充実に関する事業
  3. その他目的を達成するために必要な事業
- 3 事業内容
  - (1) 教育委員会から提示される毎月の献立表と、各学校から報告される給食実施予定日・予定人数・残量(在庫)報告をもとに、副食材料の必要量を算出し、業者への発注を行う。(入札・選定・協定)
  - (2) 各学校への給食物資代金(副食材料費)の請求、納入業者への代金支払いなど精算事務を行う。  
(米、パン、牛乳は長崎県学校給食会が取り扱っている。)

配 送 先 41箇所  
小学校37校(内分校1)、中学校3校(内併設1)、給食センター1箇所

取 扱 品 目 数 副食物資、月に約150点  
青果物、冷凍食品、肉類、麺類、蒲鉾、天ぷら類、こんにやく、豆腐類、もやし、醤油味噌、砂糖、小麦粉、缶詰類、冷凍菓类等

納入指定業者数 57店
- 4 事務局運営 佐世保市補助金により運営
- 5 学校給食会業務関係組織図



## 佐世保市立学校給食検討委員会開催状況

開催日	内 容
第1回検討委員会 平成19年 8月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■委嘱状交付、正副会長選出</li> <li>■学習会               <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの経緯</li> <li>・学校給食の現状と課題</li> <li>・完全学校給食のメリット、デメリット</li> </ul> </li> </ul>
第2回検討委員会 平成19年 9月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■意見交換               <ul style="list-style-type: none"> <li>・食育</li> <li>・食にかかる学校と家庭の役割</li> <li>・学校給食の有効性</li> </ul> </li> </ul>
第3回検討委員会 平成19年10月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■意見交換               <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営上の諸問題 給食実施方式、学校の教育課程、給食費未納問題、コスト</li> </ul> </li> </ul>
第4回検討委員会 平成19年11月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■意見交換               <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営上の諸問題 給食実施方式、学校の教育課程、給食費未納問題、コスト</li> </ul> </li> </ul>
第5回検討委員会 平成19年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■意見交換               <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営上の諸問題 選択制、運営方式、給食献立、アレルギー</li> </ul> </li> </ul>
第6回検討委員会 平成20年 2月 8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■意見交換               <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営上の諸問題 給食献立、アレルギー、地産地消、残さ</li> </ul> </li> </ul>
第7回検討委員会 平成20年 4月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■合意事項確認・まとめ</li> </ul>
第8回検討委員会 平成20年 5月 8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■まとめ</li> </ul>
視察 平成19年10月12日 平成19年10月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>□学校給食施設見学・給食試食 世知原学校給食センター、吉井北小学校給食室</li> </ul>
視察 平成19年11月 6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>□学校給食施設見学・給食試食 諫早市西部学校給食センター</li> </ul>

## 佐世保市立学校給食検討委員会委員名簿

H20.4.1現在

No	区分	所属団体	氏名	備考
1	学識経験者	長崎県立大学シーボルト校	武藤 慶子	会長
2	学識経験者	長崎国際大学	水江 文香	
3	医療専門家	佐世保市医師会	東 陽一郎	
4	医療専門家	佐世保市歯科医師会	七熊 正	
5	学校教育関係者	佐世保市小学校長会	三島 智彰	
6	学校教育関係者	佐世保市中学校長会	近藤 真	副会長
7	養護教諭代表	佐世保市学校保健会養護教諭部会	村田 美和	
8	栄養教諭・学校栄養職員代表	佐世保市学校栄養士会	真崎 洋子	
9	幼児教育関係者	佐世保私立幼稚園協会	古賀 新二	
10	幼児教育関係者	佐世保市保育会	迎 絹代	
11	調査研究機関	榑親和経済文化研究所	光富 龍彦	
12	商工業代表	佐世保商工会議所	馬場 貴博	
13	保護者代表	佐世保市PTA連合会	森宗 真由美	
14	保護者代表	佐世保市PTA連合会	金子 孝子	
15	企画調整部	企画調整部長	永元 太郎	
16	農水商工部	農水商工部長	田崎 勉	
17	保健福祉部	保健福祉部長	廣山 芳宣	



佐世保市立学校給食検討委員会条例

平成 19 年 7 月 12 日  
条例第 25 号

(設置)

第 1 条 市立学校における給食のあり方を検討するため、佐世保市立学校給食検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、市立学校における給食のあり方その他必要と認められる事項について調査審議する。

(委員)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決すところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

(佐世保市附属機関設置条例の一部改正)

2 佐世保市附属機関設置条例(平成 8 年条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略